

**大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度
協力施設における運用の手引き**

令和6年11月1日

**大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課**

1. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の対象区画

本制度では、乗降時に広い区画が必要な車いす使用者と、広い区画は必要ないものの移動に配慮が必要な方の双方が使いやすい駐車場とするため、次の2種類の区画を設置します。

種類	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
設置する場所	幅が3.5メートル以上あり、障がい者のための国際シンボルマークの表示がされた区画	車いす使用者用駐車区画以外の、位置・構造が移動に配慮が必要な方の利用に適した区画
区画の横幅	3.5メートル以上	特に規定なし
区画に表示するマーク		
利用対象者	車いすを常時使用される方	移動に配慮が必要な方
駐車できる利用証		

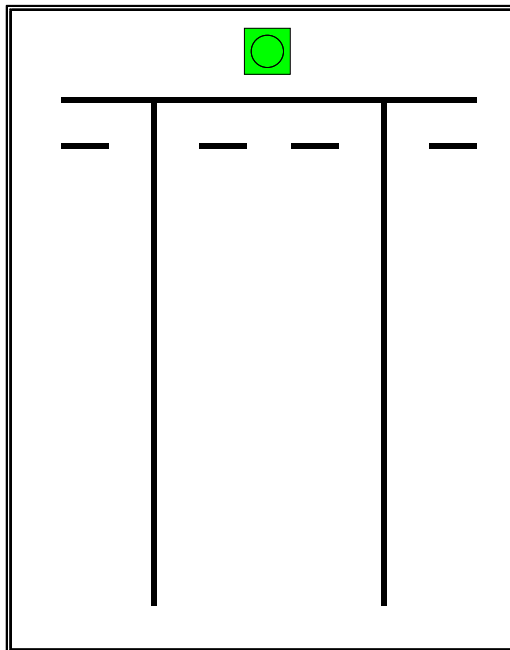
- 車いす使用者用駐車区画には、看板、標識、路面表示等、従来、施設で実施してきた明示の手法により、上記の「表示するマーク」を一つ以上提示してください。ただし、隣接する複数の区画に対して、一つの掲示で対象区画であることが外見上明らかである場合は、この限りではありません。
- ゆずりあい駐車区画には、上記の「表示するマーク」を、「2. ゆずりあい駐車区画の表示方法」の(1)～(4)の方法を参考に、掲示してください。

<留意事項>

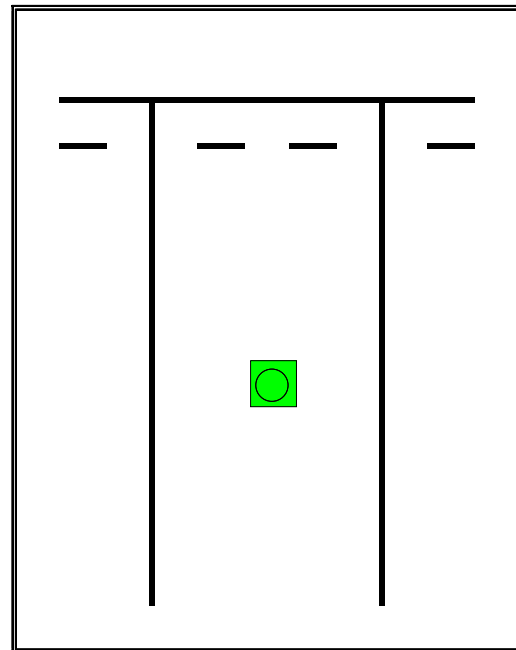
- 2種類の区画は必ずしも隣接している必要はありませんが、いずれの区画を必要とする方も、移動に配慮が必要な方であることを鑑み、出入口近くに設置するよう配慮してください。
- 大阪府では、「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」の両方を整備するダブルスペースの導入を推進しており、本制度も、ダブルスペース導入済みの施設を前提としています。
- 各区画に駐車できる利用証は、原則上記のとおりですが、対象区画が空いていない場合に、もう一方の区画を利用することについては妨げません。

2. ゆずりあい駐車区画の表示方法

(1) カラーコーンによる表示



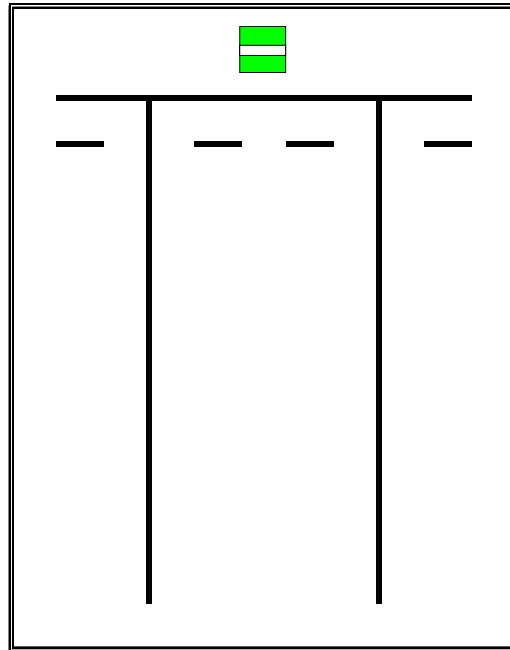
ゆずりあい駐車区画



ゆずりあい駐車区画

- 大阪府が送付する表示カバーを被せたカラーコーンを設置して表示します。
- カラーコーンは運転手が自分で移動させる必要がないように、上図（左側）のように車止めの後部に設置することが望ましいですが、ガードマン等、カラーコーンを移動させることができる者が配置されている場合には、上図（右側）のように区画内に設置することも可能です。
- カラーコーンは既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。

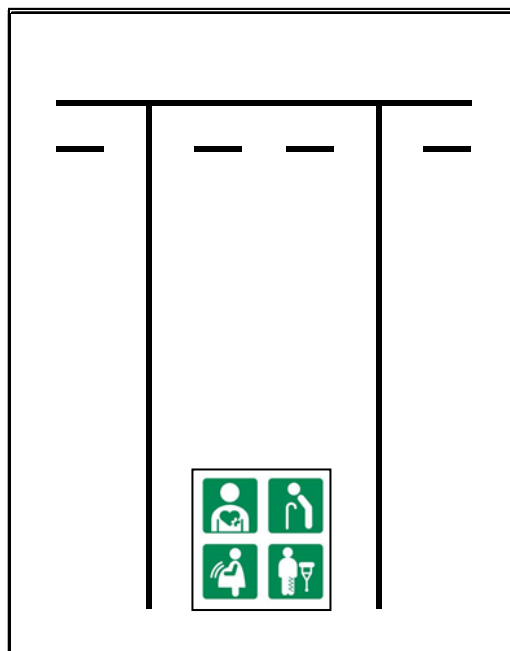
(2) スタンドプレート（移動式看板）による表示



ゆずりあい駐車区画

- 大阪府が提供する画像データに基づき、スタンドプレート等を作成して表示します。
- 画像データは大阪府で作成したものを要望のあった協力施設に送付します。
- スタンドプレート等は既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。

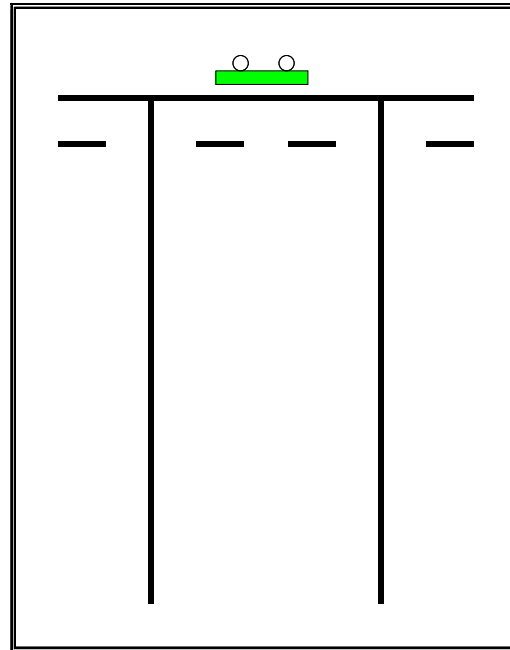
(3) 路面シートによる表示



ゆずりあい駐車区画

- 大阪府が提供する画像データに基づき、シート標示等を作成して路面に貼付して表示します。
- 画像データは大阪府で作成したものを要望のあった協力施設に送付します。
- 縦 1.3 メートル×横 1.3 メートルを標準とします。

(4) 立て看板（固定）による表示



ゆずりあい駐車区画

- 大阪府が提供する画像データに基づき、ステッカーを作成して既存の立て看板や壁面等に貼付して表示します。
- 画像データは大阪府で作成したものを要望のあった協力施設に送付します。

3. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度登録の流れ

(1) 登録届出書の作成・提出

対象区画の設置に協力いただける場合は、「利用証制度協力駐車場登録届出書」を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課へ提出してください。

(2) 必要な資材の確認

届出書に記載いただいたゆずりあい駐車区画数に応じたカラーコーンの表示カバーと、相当数の啓発用チラシ・不適正利用車両に対する制度周知チラシを大阪府から送付します。

(3) 大阪府ホームページへの掲載

提出いただいた届出書に記載された施設の情報を、大阪府ホームページ（協力施設一覧）に掲載します。

(4) ゆずりあい駐車区画の設置

大阪府から送付する表示カバー等を利用し、「2. ゆずりあい駐車区画の表示方法」のいずれかの方法により、ゆずりあい駐車区画を設置してください。

4. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度登録後の区画管理等

- 制度登録後は、区画の表示がドライバーから見える位置に適切に掲示されるように管理してください。
- 利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけたとき等は、大阪府が作成する不適正利用車両に対する制度周知チラシを当該車両のワイパーに挟んでください。
- 啓発用チラシについては、施設利用者にご自由にお取りいただける場所に置いていただく等、制度周知にご協力ください。

<留意事項>

- 本制度は、駐車場利用者のモラル向上を目的とした啓発の一環として実施するものです。利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけた場合においても、車の移動までを指示していただく必要はありません。
- 本制度のような、いわゆるパーキングパーミット制度を導入する動きは全国的に広がっており、平成18年7月、佐賀県での導入を皮切りに、令和7年3月1日現在、43府県（大阪府は31番目）が同様の制度を導入しています（Q&A参照）。他府県が発行する利用証を掲示している車両は、本制度の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

Q & A

【１．制度全般】

Q 制度導入の背景や目的は。

A

- 公的施設や商業施設などにおいて、出入口近くに設けられた幅の広い「車いす使用者用駐車区画」を一般の人が利用し、真に必要とする人が利用できなくなる事例が見受けられることから、大阪府としては、「車いす使用者用駐車区画」と、高齢者や妊産婦等の配慮を要する方々のための駐車スペース（「ゆずりあい駐車区画」）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組を進めてきました。
- 今回の制度導入は、ダブルスペースの整備と併せて、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車の更なる抑制を目指すものです。
- なお、本制度のような、いわゆるパーキングパーミット制度を導入する動きは全国的に広がっており、平成１８年７月の佐賀県での導入を皮切りに、令和６年１１月１日現在、４３府県（大阪府は３１番目）が同様の制度を導入しています。

（大阪府以外の導入府県）

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

Q 今回大阪府が導入する制度の特徴（他府県が導入済みの制度との相違）は。

A

- 他府県の制度との相互利用を図る観点から、制度の根幹において大きな相違はありませんが、以下の点が大阪府の制度の特徴として挙げられます。
 - ・ ダブルスペースの整備：ダブルスペースの推進による不適正利用の抑制をめざすものであることから、本制度に参加していただく施設には、原則、車いす使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画の両方を整備していただきたいと考えています。

【2. 対象者・利用証等について】

Q 介助者が同伴する場合でも利用証は使用できるのか。

A

- 介助者が同伴しているいないにかかわらず、本人の歩行困難な状態は変わらないため、介助者の有無にかかわらず、交付を受けている限り利用証は使用可能です。

Q 利用証と駐車区画の関係は。車いす使用者用駐車区画は車いす使用者用駐車区画向けの利用証を交付された者しか使えないのか。

A

- 車いす使用者用駐車区画は、いわゆる「バリアフリー新法」において、その構造や配置が車いす使用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため「車いす使用者用駐車施設」と位置付けられています。車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障がい者等であれば、利用することは可能とされています。
- 今回の制度導入により、こうした車いす使用者用駐車区画の性格が変わるものではないため、制度導入後において制度に協力する施設が整備する車いす使用者用駐車区画には、車いす使用者用駐車区画向けの利用証の交付を受けた人はもちろん、ゆずりあい駐車区画向けの利用証の交付を受けた人も利用することが可能です。（P 2「留意事項」に記載のとおり）
- ただし、今回の制度は、車いす使用者以外の車幅を必要としない歩行困難者向けに、車いす使用者用駐車区画とは別に区画を設けることにより、対象者の円滑な駐車場利用につなげるというダブルスペースの考え方に立つものであり、こうした考え方は啓発をしていきたいと考えています。

Q 本制度の協力施設の要件は。また、駐車区画を整備する施設に求められる役割は。

A

- 車いす使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画の両方を整備し、本制度に協力する意向がある施設については、区画の内容について大阪府に対して届出をすることにより、協力施設となることができます。
- ゆずりあい駐車区画の確保については、新たに区画を明示する必要があるため、大阪府から提供を受けた表示カバー等の表示物を区画に設置することで区画を明示していただくとともに（P 2「2. ゆずりあい駐車区画の表示方法」に記載のとおり）、可能な範囲で施設内での広報啓発に協力をいただきたいと考えています。
- また、利用証の掲示されていない車両が駐車している場合には、制度の趣旨説明と当該車両の持ち主が利用証の交付対象に該当する場合に申請を促すチラシを車両のワイパーに挟み込むなど、不適正利用車両への対応に協力をいただきたいと考えています。

Q 「ダブルスペース」として具体的に何区画を整備する必要があるのか。

A

- 車いす使用者用駐車区画については、バリアフリー法の移動等円滑化誘導基準において、駐車場の全区画数に応じて整備すべき区画数が定められており、これに即した整備が必要です。
- 一方、ゆずりあい駐車区画については、施設の負担能力に応じて整備をいただくこととし、使用実態等を鑑みて判断していただきたいと考えています。ただし、少なくとも1区画の整備はお願いしたいと考えています。

Q 施設の規模によっては、「車いす使用者用駐車区画」が設置されていない施設もあるが、そのような施設が「ゆずりあい駐車区画」のみを整備することで本制度に協力することはできないのか。

A

- 大阪府では、「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」の両方を整備するダブルスペースの導入を推進しており、本制度も、ダブルスペース導入済みの施設を前提としています。
- しかしながら、施設の規模により、これまで「車いす使用者用駐車区画」が設置されていなかった施設において、移動に配慮を要する方が駐車しやすい「ゆずりあい駐車区画」が新たに設置されることは、本制度の趣旨に合致することから、将来的にはダブルスペースを確保することを見据えつつ、「ゆずりあい駐車区画」のみで登録することも可能です。（ただし、「車いす使用者用駐車区画」のみでの登録は認めません。）

Q 「ゆずりあい駐車区画」として登録した駐車区画を、イベント等のため、臨時に「ゆずりあい駐車区画」として使えなくするようなことは可能か。

A

- やむを得ない場合に、一時的に「ゆずりあい駐車区画」としての掲示を外さなければならないことは当然想定されます。その場合は、施設管理者の判断で臨機応変に対応ください。

Q 「ゆずりあい駐車区画」であることを掲示するカラーコーンはどこに置けばいいのか。

A

- 警備員がすぐに動かせる場所は中央でも構わないが、そうでないところはドライバーが降りなくてもいいよう、車止めの奥においていただくことが望ましいと考えています（P2「2. ゆずりあい駐車区画の表示方法」に記載のとおり）。

關 係 樣 式 等

様式第1号（第3条関係）

利用証制度協力駐車場登録届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届 出 者	郵便番号 主たる事務所または事業所の所在地または住所	〒
	名称または氏名	
	代表者の氏名 (法人または団体の場合)	

担当者氏名 連絡先等	担当部署名 氏名 電話番号	
---------------	---------------------	--

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり対象区画の登録を届け出るとともに、次の事項について協力します。

- (1) 対象区画であることを示す案内標示等を掲示し、適切に管理します。
- (2) 対象区画に利用証を掲示せずに駐車している車両に対し、適正な利用が図られるように努めます。

登録を届け出る施設及び障がい者等用駐車区画の区画数

	施 設		車いす 使用者用駐 車区画数	ゆすりあ い駐車 区画数
1	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP 別 以			
2	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP 別 以			
3	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HP 別 以			

	施 設		車いす 使用者用駐 車区画数	ゆずりあ い駐車 区画数
4	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
5	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
6	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
7	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
8	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
9	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			
10	名 称			
	所在地			
	用 途			
	HPアドレス			

※「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。

※「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。

※大阪府のホームページ等において、上記の表に記載された内容を紹介させていただきますので、

「HPアドレス」の欄に店舗等のHPアドレスを記載してください。

※「車いす使用者用駐車区画数」「ゆずりあい駐車区画数」の欄には登録する区画数を記載してください。

※欄が不足する場合は、様式をコピーしてください。

※登録内容に変更があった場合は、その旨お知らせください。



障がい者等用駐車区画を利用される皆様へ ～大阪府からのお願いとお知らせ～

この施設の「車いす使用者用駐車区画」及び「ゆずりあい駐車区画」は、大阪府が発行した利用証をお持ちの、移動に配慮を要する方にご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーにつり下げるなど、外から見えやすい位置に掲示していただきますようお願いします。

⇒ 利用証をお持ちでない方は裏面をご覧ください。

	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
区画の 表示		
利用対象 となる 利用証		

利用証をお持ちでない方で、以下の方は、要件に該当すれば利用証の交付が受けられます。

詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

- ◆障がいのある方 ◆難病患者 ◆高齢の方
- ◆けがや出産前後で一時的に歩行が困難な方 等

記

<問い合わせ先>

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

電話 06-6944-2362

※月曜日から金曜日（祝日除く）の9時から18時までをお願いします。

大阪府 駐車場利用証制度

検索



**本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに、
ご理解とご協力をお願いします。**